

公益財団法人新潟市開発公社 スポーツボランティア規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市民等が互いに協力し合ってスポーツ活動をサポートする機会を提供することにより、当該活動に対する意識を高揚させるとともにボランティア精神を醸成し、スポーツ振興の担い手を育成することを目的に公益財団法人新潟市開発公社 スポーツプロモーション課（以下「公社」という。）が管理・運営する新潟市の公共体育施設等（以下「施設」という。）において実施するスポーツボランティア活動（以下「活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約においてスポーツボランティアとは、次に掲げる活動に無償で協力することとして公社に登録した者をいう。

- (1) 施設の維持管理に関する活動の補助。
- (2) 公社が実施するスポーツ教室等の指導及び指導の補助。
- (3) 公社が実施する各種大会・イベントの運営補助。
- (4) その他、公社が認める活動に関すること。

(事務局及び組織)

第3条 スポーツボランティア及び活動全体の連絡調整等を図るため、公社スポーツプロモーション課企画係に事務局を設置する。

2 スポーツボランティアの運営に関する事務は、公社スポーツプロモーション課長（以下「課長」という。）を責任者とし総括する。

(登録条件)

第4条 スポーツボランティア登録を希望する者及び団体は、次の各号全てを満たさなければならない。

- (1) ボランティア精神（自主性・公益性・無償性）に理解があり、スポーツの普及・振興に賛同する者。
- (2) 公社が定める説明会に参加し、活動に必要な基礎知識を有している者。
- (3) この規約を遵守する者。
- (4) 15歳以上（中学生を除く）の者。ただし、団体での登録において代表者が前各号の条件を満たした場合、構成員はこの限りではない。
- (5) 水泳の指導に従事しようとする場合は、その種目の特性を鑑みて、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導員（水泳）資格保有者もしくは、同等の能力を有する者。

(登録の手続き)

第5条 登録を希望する者及び団体は、別に定める登録申請書（個人用：別記様式第1号、

団体用：別記様式第2号)により課長に申請するものとする。

- 2 課長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、別に定める登録承認書(別記様式第3号)により登録を承認した者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録の期間は、登録を承認された日から当該活動年度の末日までとする。ただし、期間満了日までに公社及び登録者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、同一の登録内容により1年間登録を更新する。

- 2 前号における更新は最大で令和6年3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、承認を受けた登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに課長に変更の旨を届けなければならない。

(登録の抹消)

第8条 課長は、登録者に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 特別な理由なく、登録を承認された日から当該活動年度の末日までに活動に参加しなかったとき。
- (3) ボランティアとしてその活動が適正を欠くと認められるとき。

(活動年度)

第9条 この規定に定める活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動期間)

第10条 活動期間は公社が指定する日とする。ただし、やむを得ない理由等により変更する場合がある。

(活動場所)

第11条 活動場所は公社が指定する場所とする。ただし、やむを得ない理由等により変更する場合がある。

(活動報告)

第12条 登録者は活動後14日以内に、別に定める報告書(別記様式第4号)を課長に提出しなければならない。

(交通費及び報酬)

第13条 会社が指定した活動場所までの交通費及び報酬は、原則として支給しない。

(経費)

第14条 活動に伴う会社の負担経費は次に掲げる範囲内とし、その他に係る経費については登録者が負担するものとする。

- (1) 活動中及び活動往復路における事故等の保険料
- (2) 活動に伴う消耗品・貸与品等の雑費
- (3) 活動に伴う施設使用料・入場料

(服装等)

第15条 活動中は、活動に適した服装・靴等を着用するほか、会社が指定するビブス及び腕章やIDカード等を常時着用するものとする。

(秘密保持)

第16条 登録者及び会社は、活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、登録抹消後においても同様とする。

(個人情報等の取扱い)

第17条 登録情報は、個人情報保護法に沿い「公益財団法人新潟市開発公社 個人情報保護規程」により取り扱うものとし、課長が適正に管理する。

(その他の事項)

第18条 この規約の実施に関し、その他必要な事項は会社が定める。

(改廃)

第19条 この規約の改廃は、課長の決裁を経て行う。

附則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この規約は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。